

診療における患者負担金の未収金に関する調査 記載要領

Q 1. 調査票はどのようなまとまりで記入したらよいでしょうか？

A 1. 事業単位（病院単位）での記入をお願いいたします。

Q 2. 国保分とはどのような区分ですか？

A 2. 各都道府県の国民健康保険で受診され、残りの自己負担の支払いが残っている方です。
ただし、保険料を支払わず、市町村等から全額自己負担の資格証明を受けている方も含まれます。

Q 3. 「(1) 国保分」の設問の「資格証明書」とは？

A 3. ○国保保険料を一年間滞納した世帯の一部に対して、市区町村が被保険者証の代わりに「国保被保険者資格証明書」を交付することとされています。
○資格証明書が交付された患者が受診したときは、一旦窓口で医療費の10割を支払い、滞納保険料の手続きを済ませた後に、診療費の7割が保険給付されることになります。
○患者の経済状況など「特別な事情」を申請することにより7割分が支払われる場合があります。
また保険料減免制度、一部負担金減免制度などの余地が残されています。

Q 4. 社保分とはどのような区分ですか？

A 4. 各共済、各組合、政府管掌等の保険で受診され、残りの自己負担の支払いが残っている方です。

Q 5. 後期高齢者医療保険分とはどのような区分ですか？

A 5. 後期高齢者医療保険（75歳以上または65歳以上で障害認定を受けた者）で受診され、残りの自己負担の支払いが残っている方です。

Q 6. 「(4) 介護保険分」の設問の「入所介護」と「入院介護」とは？

A 6. 「入所介護」は病院併設の介護施設への入所、「入院介護」は病院の介護保険病床への入院で支払いが残っている方です。

Q 7. 自費とはどのような区分ですか？

A 7. 自由（自費）診療の方、健康診断等の方、自然分娩（出産）の方、交通事故で自動車賠償責任保険を使用される方、保険適用外（室料差額料、文書料、手数料等）等の利用者の方で、支払いが残っている方です。なお、労災についてはこちらに含めてください。

Q 8. 現在弁済中の人も記入するのですか？

A 8. 2013年7月31日現在で、支払いが残っている方について記入してください。

Q 9. 障害保険、特定疾患、生活保護等の公費については、どの区分に分類しますか？

A 9. 自己負担が発生するものについて未払いがある場合、本人または扶養している方が加入している国保、社保等で区分してください。いずれにも該当しない場合、自費に含めてください。自己負担がないものについては調査対象外です。

Q 10. 入院時食事療養費はどの区分に分類しますか？

A 10. 受診時の国保、社保等で区分してください。

Q 11. 高額療養費を市町村から支払いを受けていないものはどのようにしますか？

A 11. 市町村からの未払いは一時的なもので、調査対象となりません。高額療養費を除いた自己負担についての未収金は記入してください。